

ソフトウェア使用許諾契約

お客様は、森田テック株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する EMI/EMC 電磁波可視化測定ソフトウェアである「WMZERO」（以下「測定ソフトウェア」といいます。）をインストールする前に、ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）をよくお読みください。

測定ソフトウェアを電磁波可視化測定ソフトウェアとして利用するためには、当社との間で別途有償の個別契約（以下「個別契約」といいます。）を締結し、当社がお客様に提供する専用 dongle（以下、「dongle」といいます。）をお客様が保有する PC に接続したうえで、お客様が保有するスペクトラムアナライザーを用いて電磁波の測定を行う必要があります。

お客様が保有する PC に dongle を接続していない場合又は個別契約の有効期間を経過した場合、測定ソフトウェアは、過去の電磁波の測定結果を表示するビューワーソフトとしてのみ利用することができます。

本ソフトウェア及び dongle 内にインストールされている ID 確認用のソフトウェア（以下、併せて「本ソフトウェア」といいます。）をご使用になる場合には、本契約をお読みいただいたうえで、同意ボタンを押してください。かかる同意ボタンが押されたことをもって、本契約の各条項に同意したこととなります。本契約の各条項に同意されない場合、「同意しません」ボタンをクリックしてください。

第1条（使用許諾）

- 1 当社は、お客様に対し、お客様が本契約条件に従う場合に限り本ソフトウェアの使用を非独占的に許諾するものであり、販売するものではありません。また、当社は、お客様に明示的に付与していない権利のすべてを留保します。
- 2 本契約により、お客様は、本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。また、本契約が明示的に許諾する範囲を除き、お客様は、本ソフトウェアの全部または一部に対し、複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、修正または二次的著作物の創作を行うことはできません。
- 3 当社は、お客様に対し、本件ソフトウェアの使用権のみを許諾するものであり、本契約に規定された場合を除き、本件ソフトウェア及びその一切の派生物にかかる著作権、特許権その他の知的財産権並びに所有権その他いかなる権利も付与するものではありません。
- 4 お客様は、本ソフトウェアの使用権を第三者に対して、譲渡、再許諾、担保提供を行うことができないものとします。また、お客様は、本ソフトウェアを他に譲渡、転貸、担保提供又は占有の移転をしないものとします。

第2条（本ソフトウェアの改変の禁止）

お客様は、本ソフトウェアを改変、翻案、加工その他の変更を加えてはなりません。

第3条（本ソフトウェアに関する保証）

本ソフトウェアはすべての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴わない「現状渡し」で提供されるものとします。当社は、お客様が、当社ホームページに掲載されている最新版の測定ソフトウェアを、お客様の責任にて、定期的にインストールすることを推奨しています。

当社は、本ソフトウェアに含まれる機能がお客様の要求に合致すること、本ソフトウェアの操作が中断されずエラーがないことについて、保証しないものとします。また、本ソフトウェアとともに提供されるその他のいかなるソフトウェアおよびハードウェアについても、保証しないものとします。

当社は、本ソフトウェアについて、当社の判断に基づき、任意のタイミングで本ソフトウェアのアップデートを行うことがあります。

第4条（保証の排除）

お客様が本ソフトウェアをインストールした後に生じた危険はお客様のみが負担します。

第5条（責任制限）

法律で禁止されない範囲で、当社は、本ソフトウェアの使用または使用不可に起因するかもしれないもしくは関連する、逸失利益、データの消失、仕事の中断またはその他の商業的損害その他特別損害について、一切の責任を負いません。

いかなる場合であっても、お客様に対する当社の賠償責任の総額は、お客様が当社に支払った対価（第6条で定める金額をいう。）の総額を上限とします。

第6条（個別契約の締結と対価の支払い）

- 1 当社とお客様との間の個別契約は、当社がお客様に対して見積書を提示し、お客様が当社に対して発注書を書面又は電磁的方法で提出する方法にて契約の申込みを行い、当社が承諾の意思を表示した時点で成立します。
- 2 個別契約で定める対価及び対価の支払方法は、上記見積書に記載された金額及び支払方法によるものとします。

第7条（個別契約の有効期間）

- 1 個別契約の有効期間は1年間とします。
- 2 お客様が個別契約の有効期間の延長を希望する場合、お客様は、当社に対して、発注書を書面又は電磁的方法で提出する方法にて申込みを行うものとします。
- 3 個別契約の有効期間の延長の際の対価及び対価の支払方法は、個別契約で定める対価

及び対価の支払方法と同様とします。

- 4 お客様が個別契約の有効期間の延長を希望しない場合、お客様は、測定ソフトウェアを過去の電磁波の測定結果を表示するビューワソフトとしてのみ利用することができます。

第8条（ドングルの取り扱い）

- 1 お客様は、当社から提供を受けたドングルについて、お客様が法人の場合には当該法人内においてのみ、共有することができるものとします。
- 2 ドングルが故障した場合、お客様がドングルを紛失した場合等、当社がお客様に提供したドングルを使用することができなくなった場合、お客様は当社が別途定める代金を支払うことにより、新たにドングルの提供を受けることができます。

第9条（契約の解除）

- 1 当社は、お客様が以下に定める事項に該当する場合、本契約又は個別契約を解除することができるものとします。
 - （1）本契約又は個別契約に定める義務を履行しない場合
 - （2）手形又は小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき、その他著しく財務状況が悪化したと合理的に認められるとき
 - （3）重要な資産につき差押え、仮差押え又は競売の申立てがあったとき
 - （4）租税滞納処分を受けたとき
 - （5）破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - （6）清算に入ったとき
 - （7）事業を停止又は中止したとき
 - （8）解散を決議し、又は解散したとき
 - （9）法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ったとき
 - （10）（1）～（9）のほか、その財産状態が悪化し、又はその信用状態に著しい変化が生じたとき
- 2 前項に基づき当社が本契約又は個別契約を解除したことにより、お客様に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第10条（反社会的勢力の排除）

お客様は、本契約又は個別契約締結時、当社に対し、自ら、その親会社、子会社、関連会社、役員および従業員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、ならびに、自ら、その親会社、子会社、関連会社、役員および従業員が反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力と連携しての行為または活動に関与しておらず、今後も関与しないことを表明

保証します。

第 1 1 条（完全合意）

本契約は、本契約の主題に関する当社とお客様との間の完全な了解事項および合意事項を定め、本契約の主題に関する口頭または書面による従前のすべての連絡、協議、保証、表明および合意事項に優先し、かつ、これらにとって代わるものとします。

第 1 2 条（分離性）

本契約又は個別契約のいずれかの規定が無効又は違法であっても、本契約又は個別契約の他の規定はそれになんら影響を受けることなく有効なものとします。

第 1 3 条（管轄及び準拠法）

- 1 本契約又は個別契約に関するすべての訴訟は、東京地方裁判所で行われるものとし、当社とお客様は、当該裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。
- 2 本契約又は個別契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 1 4 条（使用言語）

本契約又は個別契約は、日本語または英語により作成されるものとします。本契約の日本語版と英語版との間でその内容に齟齬があった場合には、いかなる場合においても、日本語の本文が優先するものとします

（条文以上）